

インターネット・スマートフォン 使い方の注意点！

インターネット上で問われる主な罪

名誉毀損(きそん)罪…社会的地位や名誉を低下させるような書き込みがなされた場合、**事実の関係無しに成立**。

3年以下の懲役・50万円以下の罰金。

侮辱(ぶじよく)罪…具体的な事実を告げることなく相手を侮辱した場合に成立。つまり、**抽象的な誹謗中傷(ひぼうちゅうしょう)**。

30日未満の期間刑事施設に拘留、又は1000円以上10000円未満の金銭を強制的に徴収。

脅迫(きょうはく)罪…相手の生命や身体、自由や名誉、財産などに害を与えることを**書き込むだけで成立**。

「お前の家に放火してやる」、「お前の妻を階段から突き落としてやる」など書き込めば**実行に移さなくても罪**になる。

2年以下の懲役または30万円以下の罰金。

信用毀損(きそん)及び業務妨害罪…**評判を落とされるような書き込みや発言等**で売り上げが減少したり、サービスに支障出ると成立。

うその書き込みであった場合、追加の罪も問われる。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金。



誹謗中傷(ひぼうちゅうしょう)

インターネットに投稿したコメントには大きな影響力があります。

安易な投稿は、あっという間に本名や住所が特定される危険性も。

軽い気持ちで投稿した冗談が人生を変えた例もあるよ！

出張で飛行機に乗る前に人種差別主義者のまねをした投稿をジョークでしたところ、半日後に炎上。
投稿者が飛行機内でサイトをチェックすることができない間に、世界のトレンド入りするほど拡散された。
職場や、乗っている飛行機まで拡散され、飛行機を降りたところで顔写真を撮影されてしまいます。
その後、投稿者は職を失い、社会的に破滅してしまいました。
炎上した事実はインターネット上から一生消えることがないため、再就職も難しいといわれています。

交際していた元男子生徒とその妹がSNS上で中傷したいじめ。
元男子生徒と妹は、SNS上において「あの女ゴミすぎた笑」「学校にいつらい環境を作ってやる」などと投稿。
女子生徒はほかの生徒からの目を気にして学校に登校できなくなりました。
SNS上において一連の投稿があった約2週間後に女子生徒は自宅で自殺。
元男子生徒と妹は、罰金刑に処されました。

元大阪府知事がジャーナリストに対し、ツイッターの「リツイート」で名誉を傷つけられたとして、
大阪地裁に損害賠償を求めて訴えを起こした事件。
「知事(当時)が幹部職員を自殺に追い込んだ」という第三者のツイートを、
ジャーナリストはコメントも付さずリツイートをしました(その後すぐ削除しています)。
しかし知事は「パワーハラスメントをする人物だという印象を与えた」として、ジャーナリストを提訴しました。
大阪地裁は、**リツイートを「投稿に賛同する表現行為」として名誉毀損に当たると判断し、罰金を命じました。**

最後に

匿名や裏アカウントでも、そのアカウント、投稿を削除したとしても、**すべてのデータはインターネットの世界に残り続けるといわれています。**

進学先や企業はこれらを捜査しているところもあります。

高校生でも犯罪になります。直接ではなくても、間接的に関与しただけで、悪意が無くてもです。

1人も傷つく人がいないように、細心の注意を心がけて、インターネットを活用しましょう。